

議 長 次に、受付番号第5号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 平 野 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第1番 平野由里子。件名、中学校の部活動と「未来トップランナー育成・応援助成金」事業について。

要旨、全国的に学校教職員の長時間勤務が問題となっており、その緩和のためにも部活動について国からのガイドラインがこの3月に出ましたので、次のことについてお尋ねします。

(1) 町内の小中学校の教職員の長時間勤務の実態はどうですか。

(2) 部活動についての国のガイドラインへの対応の現状と今後の方針はどうなっていますか。

(3) 部活動以外に地域のクラブチームに所属したり、学校外で音楽・芸術活動に取り組む生徒もいますが、学校外活動は「未来トップランナー育成・応援助成金」の適応は可能でしょうか。適応の基準はどうなっていますか。

以上、お願いいたします。きょうは、実は朝、夢を見まして、傍聴の方から、平野議員はいつも言葉がとてもわかりにくく、片仮名が多いので気をつけてくださいってという夢を見まして、きょうはなるべく頑張っってわかりやすくやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、平野議員の御質問に順次お答えします。

まず、1点目の御質問ですが、市町村立の小・中学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教員の勤務時間の管理を市町村教育委員会が行うことになっています。町では、労働安全衛生法にのっとり、平成21年4月から町立各小・中学校から教職員の勤務状況について、前月の1カ月間の超過勤務、いわゆる時間外・休日労働等ですけれども、時間が合計80時間を超えた教職員の氏名と時間数を学校長から毎月御報告をいただいているところでございます。この法律では、長時間の労働、週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合、長時間の労働ですね、により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者に対し、医師による面接指導が実施できるようにしているもので、法律に基づいて報告をいただいているも

のでございます。

学校種別で申しますと、月によって状況は異なりますけれども、松田小学校、松田中学校の教職員の超過勤務が多い実態がございます。特に、小・中学校の教頭、総括教諭及び中学校の教諭で部活動の顧問に多い状況が見られます。

また、平成29年11月から12月までのうち、7日間実施した神奈川県教育委員会の勤務実態調査結果によりますと、教員1人当たりの1週間の平均学校内総勤務時間がいずれの学校種、職種においても超過分があり、特に教頭及び中学校の総括教諭・教諭においては、超過分が平均20時間以上となっています。

業務内容別に平成18年度調査と比較しますと、平日の小学校では学年・学級経営に関すること、中学校では授業準備、学年・学級経営の時間が増加しています。土曜日・日曜日の小学校では授業準備、中学校では部活動の時間が増加している結果でありました。当町の小・中学校においても神奈川県による調査結果とほぼ同様の勤務内容の状況でございます。

次に、2点目の部活動に関する御質問にお答えします。中学校の学習指導要領での部活動の位置づけについては、学習指導要領の総則の中で、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感等、学校教育が目指す資質、能力に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら行わなければならないとされています。また、部活動は指導者や仲間との人間的な触れ合いや活動を通して、社会性や個性の伸長、あるいは生徒の生きる力の育成と心身の成長、充実した学校生活を送ることなどにつながるなど、心身の発達が著しい中学生の成長にとって教育的価値が非常に高いものと考えています。

町内の中学校の部活動の現状ですけれども、松田中学校は陸上競技部、軟式テニス部、サッカー部など運動部が7部、吹奏楽部、美術部の文化部2部を設置しています。寄中学校は3年生だけですけれども、陸上競技部、吹奏楽部の2部を設置しています。活動日、休養日については、毎週土曜日、日曜日のいずれか1日、または土曜日・日曜日両日を休養日と設定しているものや、大会前には土曜日・日曜日両日を練習日としているなど、部によって対応が異なっております。

1点目の質問にもありましたが、教員の多忙化の一つの要因である部活動については、平日・休日等の部活動指導のみならず、部活動費の会計処理、あるいは練習や大会の引率など、教職員の負担の要因の一つとなっています。このような中、平成30年3月、先ほどおっしゃられました、国（スポーツ庁）では運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの策定を行いました。このガイドラインでは取り組むべき事項として大きく4点が掲げられています。1点目が合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み。2点目は適切な休日の設定。3点目は生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備。そして4点目が学校単位で参加する大会等の見直しであります。なお、文化活動についても、当面スポーツ庁が策定したこのガイドラインに準じた扱いとなっています。

この国が策定したガイドラインでは、休養日の設定として、学期中は週当たり2日以上、平日に少なくとも1日、土・日に少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合には休養日を他の日に振り替えるなどの基準が設けられています。また、県では国が策定したガイドラインに準じて、県立学校を対象に神奈川県部の活動のあり方に関する方針を策定いたしました。県の方針のうち部活動休養日の設定については、県立高校全ての部活動で部の目標や運営方針を踏まえ、1年を52週と考えますと、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定すること。その際、1月のうち平日及び週休日に必ず休養日を設定することとなっています。学校の設置者である市町村が設置する学校に係る運動部活動の方針を策定するに当たっては、この国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し明記すること。また地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、あるいは運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度、時間の目安を定めることが考えられるとされています。

このようなことから、町では現在、県西教育事務所管内の市町と情報交換を行っているところでございます。その中では、県に準じた取り組みを各市町で実施していく方向で協議をしているところであり、早期に町の方針を策定でき

るよう準備を進めてまいります。町ではこれまで毎月の教職員の勤務状況報告等により勤務実態の把握に努め、多忙化解消により、教員が子供と向き合う時間の確保に向けて、学校長と情報交換・情報共有を行い、校務や出張の精選、校務支援システム活用による校務処理の迅速化・効率化の促進、個々の教職員の意識改革の問題、ICTを活用した業務の効率化、また外部指導者による部活動支援など、できることからいろいろと取り組んでまいります。

また今年度につきましては、新たに8月13日から15日の3日間を、夏季休暇中ですけれども、学校閉庁日として設けました。今後とも部活動を初めとして、教職員の負担軽減に努めてまいります。今後は国や県のガイドラインを基本に、近隣の市町の動向にも注視しながら、教職員及び生徒への負担軽減や、部活動が果たす教育上の役割も踏まえた中で、部活動のあり方について学校と十分協議した上で、町としてのガイドラインを策定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の未来トップランナー育成・応援助成金事業についての御質問についてお答えします。この事業は文化、芸術やスポーツなどの分野で活躍が期待される中高生を応援し、経済面において支援するもので、次世代を担う子供たちの芸術・文化・スポーツ等の高揚を図ることを目的として、今年度から新たに開始するものです。助成金につきましては生徒に月額5,000円を支給するもので、対象の選定方法や制度設計は、さらに協議を重ね、7月末までに総合教育会議の中で協議内容をまとめていくことを予定しています。

助成基準等については、今後検討を重ねてまいります。また概略になりますけれども、文化・芸術・スポーツなど、さまざまな分野で町内外での活躍が著しい生徒を対象とする予定ですので、議員から御質問いただきました学校外にて活動している生徒も対象となります。選定方法は自薦での申請を原則とし、社会教育委員会や町体育協会にて承認し、総合教育会議にて最終審査の上、決定していくこととなります。審査基準については個人としての能力を自他ともに認め、将来的にも町のトップランナーとして期待できる生徒、また特待制度の対象となるなどを審査基準とする予定です。町としましては、夢と志を持ち自分自身の可能性に挑戦するために必要となる力及び人材を育成する

ため、今後も議論を重ね詳細について決定してまいりたいと考えております。
よろしく願いいたします。以上です。

1 番 平 野 はい、ありがとうございます。最初の（1）番の長時間勤務の実態というところなんですけれども、今のお答えの中で聞いたところでは、心配な程度の教職員はいないということによろしいでしょうか。

教 育 長 報告をいただいております、それで希望によってはお医者さんの診断を受けるとい希望もあれば、そうした形でも対応していますけれども、今のところそうした超過勤務で心配だという職員はおりません。

1 番 平 野 わかりました。そうすると適切に対処ができているというふうにとってよろしいのかなと思いますが。やはり心配していたのは、やはり2016年の教員勤務実態調査、全国の、あれですよ。数字が非常に、思っていたよりひどくて、過労死ラインに達するというふうを考えられる教諭が57%ということなので、半分以上なんですよ。なので、松田は例外だというふうにはとても思えないと思って。それから小学校のほうでは33.5%ですか。この過労死というのが社会問題になっていますので、これが身近なところで、この数字だったら松田でいないはずはないなというふうにちょっと思いましたので、ちょっとプライバシーもあるのであれですけども、本当に心配がないのかというのがちょっと気になったので聞かせていただきました。

教 育 長 今、月によって多かったり少なかったりというのはありますけれども、昨年の中ではやっぱり最高100時間を超えてる職員も何回かございました。それで中学校では大体そうですね、半分近く、40%ぐらいかな、平均で、ぐらいが80時間をオーバーしている状況で、小学校は大体今の平均と同じぐらいかなというふうには踏まえています。

1 番 平 野 やはり数字的にはかなり心配は心配なレベルではあるんですよ。決してこれは、いつものことだからっていうふうに、多分毎月の報告が上がってくると、ああまたかみたいな、ちょっと麻痺してしまうかもしれないんですが、これは続いていくと本当に大変なレベルだと思います。そして教職員という、やっぱりこれは公務員なんですけれども、普通の会社員と違って、いわゆる残業手当がつくという形態ではないというふうな、これはもう全国的にそういうことだ

と思うんですけれども。もともとの仕事の性格上、例えば持ち帰って採点をするとか家で授業準備をするとか、そういうことがあるので、なかなかどこまでが残業だとかいうふうに判定がしにくいという、もともとそういう性格上あるので、4%でしたかね、給料の4%をあらかじめ上乗せしてある、そういう制度になっているそうなんですけれども。この4%が乗ったからといって、普通の会社で考えれば、時間外の勤務はとてこれ4%ではカバーしきれないぐらいの長時間勤務になっているはずなので、その辺のところは本当に本人も熱意があつて教職につかれる方がほとんどだと思うので、もう本当に熱意でカバーされているんだろうなというふうには思いますけれども。こういうことを世の中全体が続けていくことによって、優秀な人が教職を目指すことをだんだん遠慮していくっていう流れになってしまいますので。そうするとまたまた、先ほども陳情でもありましたけれども、教職員のなり手不足、そして現実には国からの補助も切られていることもありまして、やはり圧倒的に人手が足りないことになっていく。

この調査は2016年ですけれども、その前の調査がいつだったかな。6年度だから10年間ですかね。子供の数が減っているのにもかかわらず、各職種というか、小・中学校とか、先ほど先生がおっしゃった教頭とか学年の担当とか、それの各ジャンルにおいて時間が長くなっているという、それも非常に気になるところなんです、その辺は松田では何か手当てというか対策はされているのでしょうか。

教 育 長 おっしゃるとおり、私たちも今調べていることを毎月上げていただいているんですけれども、それでオーケーというふうには決して思っておりません、私たちがそうした毎月上げていただくということは、まずはやっぱり時間を気にして、先生方個人がやっぱり意識をして毎日働いていただく。そのために毎日記録をとっていただいて、報告をしていただくということが一つの狙いでもあります。

それから、校長・園長会も毎月持ってますけれども、そういう中でもですね、校長先生通じてやっぱり少しでも各学校が目標を持ってですね、この時間数を軽減して、やっぱり先生方が日々元気で子供たちと笑顔で向き合える。そうし

たことがやっぱりいい授業にもつながっていくんだという意識でもって取り組んでいただいておりますし、私どもも誰が幾ら、何時間というのはわかっていますので、私どもも校長先生通じて、この先生がちょっと長いな、教頭先生が100時間を超えてるよと、先月はとか。御本人に会ったときにも声をかけますし、いろんな形でそうした調査をもとにした手だてをすることと、それから学校を挙げてですね、例えば松田中学校なんかも全員が今、おかげさまで職員もみんなパソコン持っておりますので、タブレットもありますので、そうした中で例えば会議でなくてタブレットを通して実際に連絡事項等をやったりして、会議の少しでも軽減とか、そうした取り組みも実際にやっていただいておりますし、これからも私どもとしてはやっぱり、長い目を見たときに、やっぱりこれが決していいわけではないので、官公庁は水曜日はノー残業デーとかっていう取り組みをしていますけれども。何らかの形で、やっぱりそうした目標を持ちながら、しかも評価をしながらですね、今後も少しでも時間を減らすことで、先生方がやっぱり本当に子供と元気で向き合えるということが必要ではないかというふうに思っています。

ただ、先生方は毎日あしたの授業ということで、もう少しこれを何とかして、もう少しこうすれば子供にわかるんじゃないかということで、つつい熱心ですね、もう終わりにしないで、まだまだ授業の準備をさらに、特に小学校は次の日が6時間、7時間全部違う教科をやるわけですので、それを全部教材研究をした中で準備をして迎えるわけですので、そうした意味ではかなりの時間がかかりますので。今後はやっぱりそれはそれとして必要なことですが、やっぱり精選できるところについてはいろんな形で精選しながら取り組んでいきたいというふうには考えております。

1 番 平 野 本当にもうこれは、もうとにかく気をつけて、現場との連絡を密にして、常に把握していただきたいなというふうに思いますので。そして結局先生方もやっぱり時間を何とかつくり出してらっしゃるし、管理者である教育委員会のほうも何とかそういうふうに少しでも勤務時間をね、減らせばというふうに思っているらっしゃると思う。そして共通の目標としては、さっき先生おっしゃったように、子供と向き合う時間を、実際に向き合う時間を確保するんだという、

恐らく双方そういう思いでされていると思いますので、そのところを本当に頑張っしてほしいところなんです、やはりそこには具体的な何かそれを支える方策というのがどうしても必要だと思うんですね。かけ声ばかりではなかなかそれは実現できないことだと思います。やはり先ほどの陳情ではないですが、やっぱり国に対しても2分の1の国庫補助を復元していただきたいというのは、常に言っていかななくてはいけないことだと思いますし、やはり国としても今回このガイドライン、部活に関するガイドラインというのが、かなりこれ、今までに比べるとすごく具体的な形で出されてきたというのがありますので、これも国もやっぱりかなり必死で考えたんだなというふうに思ったんですね、そのガイドラインを読んだときに。先ほど回答にありましたように、細かいことが本当にきっちり出てきていますが、今の回答の中では、県の方針とすり合わせながら、この県西地区の全体のところで相談中だというようなことだったんですが、一刻も早く相談を切り上げていただいて、ちゃんとした休みを確保するというのを実施していただきたいなと思うんですが。

例えば、ついきのうだったかおとといたったかの新聞で、茨城県の教育委員会が朝練習を原則禁止というね、中・高の部活、公立では朝練習は原則禁止というガイドラインを策定したということで、これは国のガイドラインから一步踏み込んだ形の、ちょっと厳しいガイドラインが出たなと思いました。ほかのところは茨城県もさっき言われてたガイドラインの、週のうち2日、そのうちどっちか、土・日を休みとか、その辺は似てるなと、ほとんど同じだなと思ったんですが、ここはちょっと一步踏み込んだところまで来た。さらにそれが、結局そういうことをすることによって弱くなってしまふ、部活のチームが弱くなってしまふという悩みが、やっぱり子供にも出てくるわけで。やはりこの辺はちゃんと茨城県の場合は、中体連、高体連、そして市町村の教育委員会にその辺の大会の朝だめだとか、それからみんなで一律にそうしないと実効性がないよだとか、その辺までちゃんと言っているようなので。この辺も町だけではなかなか実施できないことではありますが、やっぱり県巻き込んで議論が必要ではないかと思いますが。何かそういった議論の方向は、県西の相談で出てるんでしょうか。

教 育 長 今議員おっしゃるとおりで、今、県西教育事務所管内で情報交換をしているというのを、そういう意図があって、例えば松田町だけがやりませんよと言っただけでは、やっぱり子供や保護者からしてもですね、どこそこはやって、これじゃとても太刀打ちができないとか、いろんなそうした要望もございまして、やはりある程度の地域が同じ同一步調みたいな形のものが、おっしゃるように実効性が高いのかなというふうに思っています。今、教育長会議の中でもですね、そうしたことで情報交換をしながら進めているところでございます。県内ではけさの新聞ですと、大和市かなんかもね、部活動のガイドラインをつくったという話がありましたけれども、こちらの地区では今そうした状況で、情報交換しながらガイドライン策定に向けて取り組んでいるという状況でございます。

1 番 平 野 はい、ありがとうございます。その方向性というのか、先ほど具体的には朝練が禁止であるとか、そういうことがあるよというのをちょっと言ったんですが、この国のガイドラインに出たことを、基本的には具体化、これをこの線で具体化していくという方向で相談されているのでしょうか。

教 育 課 長 ただいまの件のとおり、スポーツ庁の国のガイドラインにおきまして、県としましても平日を1日、土・日をどちらか1日というような方針のもと、神奈川県でもそういったガイドラインを策定しました。繰り返しになりますが、県西教育事務所もそれに準じた形でガイドラインを各町つくっていただくということになっております。

教 育 長 今のお話の中で、若干ちょっと訂正したいと思うんですが。国のほうはそういう形で。県のほうはこうした国のガイドラインを受けて、県のほうとしては、先ほどちょっと回答でも申し上げていたんですけども、年間が52週あるんですね。年間52週あるので、例えばテスト前はずっとやらないとか、それから例えば大会が2日続けてある場合もあるわけですが、スポーツによっては。あるいは4日間ぐらい、予選からですね、決勝まで勝ち上がると4回ぐらいやらないといけない。そうすると2週にわたってやるとかという、そういう大会があったりもしますので。そんなことを考慮しながら、年間を52週と考えて、週1回ずつとると52回とらなきゃいけないという形で、実効性のある形でそれこそで

すね、年間を計画を立てて休養日を設定すると。そういう形で県のほうは示していますので、県西のほうもどちらかというところの方向で今、検討が進んでいるところです。

1 番 平 野 はい、ありがとうございます。この県の方針、52週あるので、年間で52日を休み確保というようなね、これがやはりこれ最低ラインかなと思います。よく考えると、これは先生にとっては週休2日にはならないということになりますか。

教 育 長 週休2日を実施をすると、土・日の部活は一切できないということになりますので、大会も一切行けないということになりますので、実質部活の顧問については、やっぱりそうした中で、今まで土・日なしでやっていたという形もありますので、そうしたことから考えると、やはり今回の出されたガイドラインで、少なくとも1日はという、休日については2日のうち1日は休みを取ろうと。平日についても、今までずっと休みなしでやってたんだけど、最低1日は休養日を取りましょうという形で出てきていますので、その方向に従って今ガイドラインを作成、これからしていきたいというふうに思っています。

1 番 平 野 本当に先生という職業に関しては、本当に大変なことだと本当頭が下がる一方なんです。先ほど触れていられたと思うんですが、学習指導要領では部活動というのは生徒の自発的・自主的な活動だというような規定がありまして、実はこの部活動の指導に関しては、教員にとっては実を言うと時間外勤務の中にも入っていないという扱いになっていて、これは書類的には教員が自発的に行っているものという、法律的な扱いにはなっているそうなんです。そういう自発的という、本当に自発的なのかというのはちょっと何とも言えないところがあるんですけども。それは松田の学校の場合は、教員が顧問をすること、これは自発的なんですか。割り振られているのでしょうか。

教 育 長 おっしゃるとおりで、部活動は先ほど中にありましたように、学習指導要領、今回の学習指導要領、今現在の学習指導要領から初めて部活動が一つの、位置づけではありませんけれども、触れられてきた。それまで一切部活動は学習指導要領では触れられていなかったんですね。今回の新しい学習指導要領では、総則の中で部活動について、先ほど述べたような形で触れられています。ただ

しそれはいわゆる教育課程ではないと、はっきりこうやって、ただし、いろんな今、子供たちの発達段階から考えると、これまで戦後ずっとやってきたこの部活動が、子供たちのやっぱりいろいろな面での成長にとって欠かせないものだということには、もう位置づいておりますので、教育活動という位置づけになっているんですね。だから、いわばそれでじゃあ職務はどうなってるんだと。教員の職務については触れてないんです。だから極めて曖昧な形になっておりまして、したがっていわばサービスという形でやっていただくことになります。教育課程についていけば、校長が指名してできるんですけども、部活動の顧問については、一方で子供たちがやりたいと。今まで部活があったと、この部活をやっぱり何とか保障してやらなきゃいけない。そのためには先生の顧問がつかなきゃできないということの中で、先生方の中でいろいろ御相談を年度始めにさせていただいて、今、松田中学校の場合で申しますと、少なくともいろんな事情があって行けない場合もあるので、2人顧問制を一応とっておりまして、ほぼ全員の先生が何らかの部活につこうよという形で顧問をしていただいております。ただ、今言った土・日、それから活動は実際には6時、今の時間ですと6時ですね。それから一番長い時期は6時半までやりますけれども。先生方は教材研究は、だから子供をまずは指導して、終わった後、子供が帰った後に今度は自分のあしたの教材研究をするので、どうしても8時、9時の勤務にならざるを得ませんけれども、やっぱり少しでも子供たちがやりたいと、そうした活動を保障してあげたいという先生方の思いが、そういう形の中で部活顧問という形で。自分が実際に若いときに経験してきた人は非常に負担にならないのでできるんですけども、そういう形で誰かが何かを持たなきゃいけないとなると、もう半分以上の人は、今までやったことのない部活を担当しなきゃいけないということで、そうした意味では、例えばテニス部なんかも外部の指導者が来ていただいたりして、技術指導はそういう形の中でやっていただいたりしておりますので、そうした点ではこれからの部活のあり方として、やっぱりそういう状況であれば、地域やあるいはそういうスポーツ団体等の、体協等の協力も得ながら、技術指導についてはそうした面からもカバーしながら、やっぱり町全体でやっぱり子供たちを育てていきたいという、これからはそうした体

制をつくっていく必要があるかなというふうに考えております。

1 番 平 野 私が気になってるところを先に教育長がおっしゃってくださって、本当にそのとおりなんですよね。サービスの自発的にしているという名目になっていて、そして全く経験をしたことがない種目を持つ先生もいられて、ということでいろいろ苦労されていると思いますが。今、部活動の指導員、外部からの指導員の話がちょっと出ましたので、そのこともう一度ちょっと確認させていただきたいと思うんですけども。今ソフトテニス部で実際に部活動指導員、これは平成29年3月に国が正式に規定を出しまして、これは認められるということになりましたが、無給というかボランティアでされているというふうには聞いているんですが、ソフトテニス以外は何か来られているところはありますか。

教 育 課 長 松田中学校の例をとりますと、文化部も入れまして9部ございます。そのうち外部指導者の団体が5部ございまして、合計9名の外部指導者がかかわっていただいております。

1 番 平 野 はい、ありがとうございます。この国の規定ができたところで、一応ちょっと何か制度も変えようとしているのかなと思ったんですが、国のほうも。今までは要するに顧問は必ずいなくてはいけなくて、もし外部の部活動指導員が入る場合にも必ず顧問が必要であるということで。そうすると外部の方が協力していただいても、顧問の先生の勤務時間は余り減らないのが実情だと。さらに国のこのときの規定で提案があったのが、顧問の先生にかわる、顧問の先生がその場にいなくても大丈夫な指導員というのを1人、1つ設定して、そのときに設定されているんですが。そうであっても、一応学校内の顧問は先生の1人で決まっていて、その外部にボランティアの方がいて、相談をしながら部の運営をするみたいなことになっているんですが、べったりこちらの学校の先生のほうがいなくても大丈夫だという、責任をちょっと分け合うような、そういうタイプの部活動指導員も設定したんですね、この29年の3月のときに。これは松田では使われてないんですか。

教 育 課 長 先ほどの答弁にもございましたが、部活動は複数で顧問をしている状況でございます。その中で、例えば1人の顧問が都合が悪くなった場合は1人ということで、何をやるにも、外部サポーターがいますが、外部指導員がいますが、

部活動の顧問は1人いるというような状況で活動しております。

1 番 平 野 ではそうしますと、どちらかの先生がお休みしてても、それは大丈夫だということやってられるということですか。

教 育 長 おっしゃるとおりです。ただ、やっぱり例えば対外試合に行くとかというときに、顧問が行かないで外部指導者の人にお任せすると、やっぱり事故があったときとか、あるいは部活をやっているときも事故があったりとか、あるいは事件の被害者になったときとかの責任問題というものもやっぱり出てきますので、やっぱり。それから外部指導者が、例えば本人がけがをした場合の補償はどうだとか、いろいろそうした課題もあるので、そうしたことも総合的に考慮した中で、今後外部指導者が単独でできるような体制ができる、そこまでには少しそうした課題を解決をしないと無理かなというふうには思っています。

1 番 平 野 そうですね。今のところは2人顧問の先生の体制というのがあるので、かわり合うということが可能だということ。でも、行く行くはこの外部指導員の扱い方というか、スタンスを少し見直していくような形になると、少しは先生の負担が減るのかなというふうに思いました。

先ほどの部活動とそういった外部の協力とという話の流れにはなりますけれども、ちょっとこの近隣の中学で、突然部活動を縮小する方向だよというような発表が突然あって、保護者や生徒がちょっと驚いたというようなことがちょっとあったというふうに聞いたんですが。やはりそれは地域の子供の人数が減れば部活が減っていくのは仕方がない運命なのかもしれないんですが、それが一方的に発表されるというよりは、やっぱりその前に地域として子供の受け皿をどうするのかとか、その辺のところはしっかりと育っていて、それからじゃないとちょっと順番が逆だなと、その話を聞いたときに思ったんですが、松田ではそういった方向性というのは何かあるんでしょうか。

教 育 長 確認はしていませんけれども、例えば私はバスケットがやりたいとか、あるいはバレーがやりたい。ただし中学行ったら部活がないということで、今現在、松中の生徒も男子バスケット部がない関係で、外部指導者が別の場所で本人たちがやりたいというものを保障しながら、地域のクラブ活動みたいな形でやっているのがございます。部活については、私が現職のときなんかの場合に

も、いきなりやめまると言っても、もう1年生、2年生、実際に部活在学してるわけですから、そうした子供たちの、せっかく1、2年でやってきたのもことはやりませんというわけにはいかないわけで。だから、大体やめる場合には、今1年生が卒業した時点で、もう次の1年生からは入部を募集しないという形の中で、今いる間は指導しますという形で、順次縮小していくという形を大体とることが多いのかなというふうに思います。

今、児童・生徒数、松中もそうですけれども、一時期から比べるともう4割ぐらいしかいない状況でもあります。子供が減るということは先生方も減ることになりますので、顧問をする人も減ってくるわけです。そうした中でどうしてもやっぱり避けて通れない縮小という問題も課題にはなってきます。これからそうした課題にも、ある場合はやっぱり学校と相談しながらまた対応していく必要があるかなというふうに思っております。

1 番 平 野 はい、ありがとうございます。本当にそのように町のほうの教育委員会でそんなふうな考えを持って進めていただければ安心だと思います。先ほどのガイドラインの中でも、国のほうもスポーツ環境の整備についてというところで、長期的には従来の学校でやられていた活動というところから、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められるというふうな一文がしっかりと入っておりますので、ぜひこの部活動を考えるときに、部活だけではなくて、やはり地域のスポーツとの関連を常に気にしながら、これからも考えていただければなというふうに思っております。

1番、2番ちょっと今、ちゃんと1番と2番って言わなかったんですが。1番と2番が一応終わったということで。3番なんですけれども、未来トップランナー育成・応援助成金のことなんです。先ほど、これは中高生が対象だということがもうはっきりしていると。これは予算書の中にもはっきり中高生となっていたんですけれども。そして月5,000円というような言葉も出たんですが、それからあと特待生となっている子というふうな言葉もちょっと出ていたんですけれども、やはりこれは町民が納得するような形でないとなかなか難しいなど、理解を得られないなというふうに考えていて、子供、特殊な能力がある子供に何とか応援するって、これはすごく気持ちとしては私も賛成なんです

が、どんなふうに明確な基準を設けていくのかというのが難しいところだなと思うんですね。私なんかは一定の何か実績があるような方というふうなことを言われたんですけども、例えば県大会だとちょっと少ないのかな。県外の試合に出て行く人とか、何かはっきりとした何かがあると、非常に納得できるのではないかなと思ったりして。私も実際の知ってる方のお子さんが、音楽でも県を飛び越えたところの大会なんかに出られていて、かなり、子供だけで行くならいいけれども、親もやっぱり心配でついて行ったりするので、かなりの交通費だろうなと。宿泊まで考えるとすごいだろうなというふうに見てたような家庭もあるんですけども。そういった余裕がある家庭がそういうことをしてるんだからというような言い方をされる方もあるんですが、結構共働きで一生懸命切り詰めてそこにお金を使っているっていう、そういう方だったりしたので、なかなかそういうところにうまくこの基準が当てはまっていくと、すごくいい形になるななんて思ったんですが、その辺の基準はどういうふうにつくっていくんでしょうか。

教 育 長 まだ具体的な基準ということでは、申し上げる段階にはございませんけれども、運動部だけでなくて文化部の活動もございますし、そうした中で今、基本はおっしゃったように、やっぱり周りや町民の方々が理解と納得ができる基準を定めなきゃならないなというのは結論でございます。おっしゃるように、トップランナーと言われる人は、やっぱりかなり全国レベルやあるいは県のレベルの大会に、あるいは県外の大会に行くことも非常に多いわけで、そうした意味では予想以上に家族の出費も多いわけで、そうしたことのためにせっかくの持っている才能や、あるいは持っている技能がですね、発揮されないというのはかわいそうなことでもありますので、おっしゃるようにそうしたことを少しでも保障ができれば、あるいは手助けができればということで、今回こうした形を考えさせていただきました。基準等につきましてはこれから煮詰めていきたいというふうに思います。そうした御意見も伺いながら煮詰めていきたいというふうに思っております。以上です。

1 番 平 野 その辺はぜひ、みんなが納得できるというのをね、つくってほしいなと思うんですけども。一方でやはり、この部活動と、それからさっきちょっ

とね、地域のスポーツも環境を整えるべきだという話にもちょっとかぶっていきいんですけれども。やはり部活動に関しては、校外への練習試合から何かから、ちゃんと補助が出るというのがあります。もちろん部費はね、各保護者たちが一生懸命払っているんでしょうけれども。部によって違うというのも聞いていますけれども。大会遠征費、練習試合など、町外に行くときには補助が出るというのを聞いておりますが。やはりその辺がやっぱり学校以外でやってられる音楽、それからスポーツもそうですね。今クラブチームに入る子もいますし。それから部活にはない種目、体操、バレエなど、そういうものもありますので、そういうのは家庭の選択だからということで、みんなそれは納得してやっているので、そこが実を言うとやっぱり、もうその時点でそういうふうなスポーツを選んでも、スポーツとか芸術を選んでも子供は、その時点でもう頑張るぞという、何か実はそこで意思表示をしてるようなものなので、ぜひこのトップランナー支援の候補生にぜひ加えていただきたいなというのがちょっとあります。

それからあと、もちろんそういう子たちが、大抵の大会は土・日にあるそうなんです、中には平日にその大会予選があったりすることがあるので、学校を休まざるを得ないということがあって、これは今のところは、もう学校の事務規定上仕方なく欠席になるそうなんですけれども、何か表現の仕方ということで、多分気にしてられるのは内申書とかそういうところの表現の仕方かなと思うんですけども。何かそういうその子の能力を応援するような計らいというのはあるんでしょうか。

教 育 長 特別にそうした計らいはないですし、かつては例えば内申書といって高校へですね、採用試験を受けるときに出す内申書にそうしたことを、例えば県大会まで出場すると云々とかっていうことでのそうしたポイント制みたいなものもありましたけれども、現在はそうしたことも行っておりません。ですから、欠席をして参加したからといって、特別不利な扱いをされるということはないと認識しています。

1 番 平 野 ありがとうございます。そうですね、やっぱりもともと部活動との違いがあるので、これは本人も家族も承知の上で選択していることだと、それは思うの

で仕方がないのかなと思うんですが。それだけに、やはりこのトップランナーを目指している気持ちとして、もうそこで選択してるよという子は、そういう子は多いので、学校外の活動にそこで選んでいるという子は割と多いので、ぜひこの選考基準に入ってくれるといいなと思ってるんですね。ただ、先ほどの中で自薦が原則ということだったんですが、これは子供自身が自薦ということなんですか。親じゃなくて子供自身がということですか。

教 育 長 自薦というふうに書いてありますけれども、もちろん保護者が推薦していただいて結構だと。本人の意思を反映して、保護者のほうで推薦という形で書類上は結構だと思います。

1 番 平 野 そうですよ。やはり子供だけでっていうのは、これはなかなかできないことなので。もちろん子供と親と協議の上で、そして何よりも子供の意思が大事だというようなことだというふうに納得いたしました。そして特待生となっている子というような表現が先ほど出てきたんですが、これは高校に入るときの特待生という意味でよろしいんですか。

教 育 長 おっしゃるとおりで、中学には特にそうした、例えば文化・芸術にすぐれているから特待という形でのものはないので。かつては、かなりこうしたスポーツや、あるいは文化面で秀でている生徒を特待として、特に私学あたりでは積極的にとった経緯があります。例えば野球の選手とかですね、ありますけれども、最近はこの特待生も少し減っているような話は聞いていますけれども、もちろん私学を中心にももちろんありますので、そうした意味でのこの特待という意味ですね。だから高校やその他で、やはり全国的な中で本人を認めているということでもありますので、これも一つの選考の参考になるのかなということでも挙げておきました。

1 番 平 野 そうですね、この特待生制度はどちらかというとスポーツ関係に多い制度だと思うので、ちょっと個人でやっているような芸術関係に関しては、これは余り、音楽大学の附属に入るとかそういうところはあるんですが、普通の学校に通いながら自力でピアニストを目指すとか、そういう子には当てはまらなくなってしまうので、これも、これに限らずということで、広く門戸を広げていただければなと思っています。

月に5,000円という言葉もこれ出ましたが、これはまだ確定ということではなくてということですか。

教 育 課 長 月に5,000円で最長12カ月というような予算です。

1 番 平 野 5,000円で12カ月マックスは、これ、1年ということですよ。ちょっとこれは本当に育成応援になるのかな、微妙な出し方だなと思うんですが。これ、1年で終わりということですか。

教 育 課 長 ただいまの1年というのは、予算上の話でございまして、その辺もこれから選定基準を細かくつくっていきますので、そこの辺も議論していきたいと思っております。

1 番 平 野 形としてこの5,000円を12カ月、もしくは予算、次の年の予算もつけばまた1年という。これは形としては一つあるのかなとは思いますが。むしろ先ほど言ったように、遠くに大会に行くときの補助をするよとか、のほうが、人数ももうちょっとふえる気もするし、そして実際にその大会に行っちゃったけれども、お金がなくてなかなかというふうな迷いがなくなるし。この5,000円を12カ月っていうものより効果的なんではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

教 育 課 長 この趣旨がですね、未来トップランナー育成ということになっていまして、要するにその活動、その行くときの補助という基本じゃなくて、やっぱりその本人に与えられるという、育成するために本人に与えられるという、そういう意味の、趣旨の育成事業でもありますので、その辺を御理解をいただきたいと思っております。

1 番 平 野 その辺もちょっと社会教育会議、それから総合教育会議などで、よくもんでほしいところだなと思うんですが。これからまだ、これ、もうじゃあ、これはもう具体化、ここはもうして決まりだというふうなことですか。

教 育 課 長 先ほどの答弁にもありましてとおり、社会教育会議、総合教育会議で自薦の候補者については決めていくわけなんです。まだ細かなことは決めておりませんので、理事者ともよく相談しながら決めていきたいと思っております。

1 番 平 野 それでは、これで最後になりますので、町長のほうからこのあたりのちょっと方向性、それからお考えを少しお聞かせ願えればと思いますが、どうでしょ

うか。

町

長 御質問ありがとうございます。今、教育長さんがお話をされたとおりでありますし、教育課長さんも言われたとおりで、これからというようなことでもありますけど。私の立場でお話をさせていただくと、先ほど教育長さんが言われたように、今回のトップランナーという趣旨をまずしっかりと、幹をしっかりとしてですね、対応についてはそこからの枝葉になろうかと思えます。仕組みについてはですね、やっぱりこれから例えば…例えばの話ですけど、オリンピックなんて急に言って選手を出しましよなんて勝手に都合のいいようなこと言ってますけど、何か支援もしてるわけでもなく、応援もしてるわけでもなく、何となく急にいい選手が出たら、お、何か松田町の出身だったって、何か後づけみたいなことが結構あるんですね。それで例えばスポーツの話でいくと、体育協会さんが例えばいらっしゃって、体育協会がマークができてない。小学生まで、例えば中学生までといっても、中学生がどこで何してるやらよくわからない。郡の総体がやるにしても、何かその辺、大学でやってる人たちがどこで活躍してるかわからない。たまにタウンニュースさんとか、ああいったメディアか何かでこういう人がいますよといって、そこで初めて知って取材に行くというようなことの中で、全然育成してるっていうか、育ててるっていうか、そういった感覚がなくてつながってないので、これからは社会教育委員さんにも、当然歴史、文化、音楽関係もそういったところにつながっていただきたいですし、体育協会さんもスポーツ、運動の分野については常につながっていきながら育成をしていくと。郡総体とかそのときだけの選手を集めるばかりじゃなくて、日ごろからやっていただきたいということもあって、その辺の活性化も含めてですね、今回ちょっとやろうかなというふうなところもあります。先ほど部活動の話もありましたけども、やはり体育協会の方々のやっぱり、今までやられた専門性のところの中から、外部コーチに例えば行くとか、そういったことになっていけば、中学生が今どういった格好で頑張っているかというのも、町内ですけどもわかっていくということもありますので、そういったこともやっぱり体育協会の方々にも御相談をさせてもらってですね、やっていくというようなこともあります。

また、私が勝手に知ってる話なんですけどもね。先ほど休日扱いになるとかって話もありましたけども、私的には、私が知ってる話で言うと、秦野と小田原はその当時ですけども、休日扱いにしてくれてたんですね。でも松田だけは休日扱いにしてくれてなかったっていうのがあって、何で松田は休日扱いにしないんだっていう話をしたことが記憶が過去にもあります。ですので、またその子たちが活躍したときに、急に特別扱いになっちゃうんです。だからその仕組みが私は余り好きじゃなくて、きちっと応援するなら応援する。そういったのをちゃんと制度化もしていく。そこを今後これからこのトップランナーというひとつ旗揚げをした中で、これから基準を決めていく中でですね、そういったことも踏まえて、教育委員会さんと一緒に相談しながらですね、ほんと、子供たちの世界へ羽ばたきたい子供たちの未来を応援していくといった姿勢をきちっと説明しながらですね、定住化なり何なりというふうにつなげていくようなのが、これからの松田町の姿勢じゃないかなと思ってますので、そういったことを教育長さんを初めとする教育委員会の皆さん方と相談しながらですね、最終的には総合教育会議という、私も入った中で決めていく形になりますので、そういった仕組みにしていきたいというふうには思ってます。以上です。

1 番 平 野 わかりました。全てはこれからということで、細かいことはまだそんなに決まってないということがわかりました。今の教育長、それから教育課長、それから町長のお考えをしっかりと反映して、皆さんが納得できるような、町民が納得できるような育成の事業にしていってほしいなと思います。ではこれで終わります。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第5号、平野由里子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。15時5分より再開をいたします。 (14時50分)